

市民文教委員会会議録

平成28年3月8日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:34

【 案 件 】

1. 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願
※ 下記2件を委員会提出議案とし、議長へ提出。
「大規模太陽光発電設備の立地に関する決議」
「大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書の提出」
2. 議案第21号 平成28年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
3. 議案第22号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
4. 議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第37号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例
6. 議案第42号 飯塚市消費生活センター条例
7. 議案第45号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）
8. 議案第46号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（電気設備・その1）工事）
9. 議案第47号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その1）工事）
10. 議案第48号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（空調設備）工事）
11. 議案第49号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
12. 議案第50号 指定管理者の指定期間の変更（飯塚市斎場）
13. 議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例

【 所管事務調査 】

1. 大雪の日の学校対応について

【 報告事項 】

1. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
2. 市史編さんについて (文化課)
3. 指定管理施設の評価について (文化課)
4. 飯塚市地区公民館施設整備実施計画の進捗状況について (生涯学習課)
5. 公用車による交通事故について (教育総務課)
6. 「まちづくり協議会事例発表会」について (まちづくり推進課)
7. マイナンバーカードの交付事務の経過について (市民課)
8. ハイブリットコークス実証試験の結果について (環境対策課)
9. 明星寺地区埋立ごみ問題等の履行完了報告及び今後の管理について (環境対策課)
10. 指定管理者制度運用の変更について (総合政策課)

○委員長

おはようございます。ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」を議題といたします。
本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

おはようございます。前回の委員会において、本請願の取り扱いについては県の審議会の動向を把握することが重要であり、それによって、市議会としてどう対応していくのか、慎重に判断する必要があるとして継続審議とさせていただきました。しかしながら、前回の委員会から本日までの間、県の審議会は開催されておらず、依然開催日も未定であり、何らかの結論も出されていない状況であります。このような状況であるため本請願については、継続審議としてはどうかと考えます。

一方、本委員会が本請願の付託を受けてから3カ月あまりが経過している状況で、地域住民の不安は払拭されていない状態が続いております。この際、委員会としての決議案及び意見書案等を提出し、基本的な市議会としての意向を表明してはどうかと考えます。委員長においてお取り計らいをよろしくお願い致します。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:01

再 開 10:13

委員会を再開します。

「会議規則第14条第2項の規定に基づく委員会の議案提出について」を議題といたします。先ほど勝田委員より決議案及び意見書案が提出されましたので、事務局に配布させます。決議案及び意見書案の提出者である勝田委員より提案理由の説明をお願いいたします。

○勝田委員

「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラーの開発に関する請願」については、飯塚市自然環境保全条例に基づき、開発事業者による住民説明会の開催及び住民から集約された意見に対する見解書の提出がなされていますが、残念ながら地域住民の不安を払拭したとは言えない状況であります。

委員会といたしましては、森林法第10条の2に基づく市長の意見の中で、県に対し、住民の不安を払拭するため開発業者において最大限の対策措置を講ずるよう求め、また、現地調査を行い開発予定地域の現状の確認を行うなどの対応を行ってきました。委員会審議の中で当該開発行爲についての法的な許可・不許可の判断は、県の森林審議会が行うことが明らかになっており、県の動向を把握して対応を検討することとして継続審査を続けておりますが、本日まで森林審議会の次回開催が未定の状況が続いております。このような状況でありますので、この際、委員会として決議案及び意見書案を提出し、基本的な市議会としての意向を表明してはどうかと考えます。以上で提案理由の説明を終わります。

○委員長

この件について、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結します。

お諮りいたします。本決議案及び意見書案を委員会提出議案とし、議長あてに提出することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本決議案及び意見書案を委員会提出議案とし、会議規則第14条第2項の規定に基づき、本委員会から議長あてに提出することに決定いたしました。

引き続き、請願第4号を議題といたします。

勝田委員から本請願について継続審査としていただきたい旨の申し出がっておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように取り計らわせていただきます。

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきであるということで、継続審査といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

それでは、「議案第21号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をいたします。

平成28年度飯塚市一般会計特別会計予算書の393ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1580万3千円とするものであります。本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理する「うぐいす台団地汚水処理施設」の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務につきましては上下水道局へ事務委任しているものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。396ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成27年度使用料調定実績を元に、現年度分1495万9千円と見込み、過年度分13万円を計上し、昨年と比べまして34万円増の1508万9千円といたしております。

2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として、10万9千円を計上いたしております。

2款1項2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として60万4千円を計上いたしております。

つづきまして、397ページの歳出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費として339万7千円を計上いたしております。その主なものは、19節の上下水道局への事務委任負担金302万5千円であります。

次に、1款1項2目の施設管理費として1140万6千円を計上いたしております。その主なものは、光熱水費240万5千円、維持補修費60万円、汚泥抜取等委託料270万円、汚水処理施設整備基金積立金254万1千円、預金利子積立金及び運用収入積立金を合わせて71万3千円であります。これに予備費100万円を加えまして総合計1580万3千円となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第21号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第22号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてご説明いたします。

予算書の399ページをお願いいたします。第1条につきまして歳入歳出の総額をそれぞれ18億6619万5千円とするものでございます。歳入歳出予算事項別明細書を使ってその主なものをご説明いたします。

まず歳入でございますが、405ページをお願いいたします。1款1項1目学校給食費、1節小学校給食費を3億2111万5千円、2節中学校給食費を、1億8587万3千円を計上しています。

次に、そのページの3番目の表でございますが、3款1項国庫補助金、1目学校給食施設整備事業補助金で、自校式給食施設整備事業の財源といたしまして、2760万6千円を計上いたしております。

続きまして、406ページをお願いいたします。一番下の表でございますが、同じく自校式給食施設整備事業の財源といたしまして8款1項1目学校給食事業債で3億7680万円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。407ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては主に人件費でございます。職員給与費、一般職員32名分の給与費等の2億6353万5千円を計上いたしております。

408ページをお願いいたします。1款1項2目給食事業費では運営・管理に係る経費といたしまして4億4442万9千円を計上いたしております。そのなかで410ページをお願いいたします。410ページの説明の欄の1番右側でございますが、2段目の庄内小学校調理等業務委託料から411ページの3項目目、飯塚小学校給食調理等業務委託料まで15校分の給食調理等業務委託料、これは債務負担行為の平成28年度分、2億2837万5千円を計上いたしております。

続きまして、411ページでございます。1款1項3目学校給食賄材料費につきましては、5億922万9千円を計上いたしております。

その下の表になります。1款2項1目施設整備費につきましては、説明の欄をご覧ください。今年度につきましては、若菜小学校自校式給食施設整備事業費につきましてはランチルーム建設、調理室への空調設備設置工事設計委託料といたしまして313万4千円を、小中一貫校整備関連では、目尾・幸袋小中学校給食施設整備事業費で3076万8千円。

次に、412ページになりますが潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費として2億6478万4千円を、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費として1億6852万7千円を計上いたしております。一貫校整備に関しましては消耗品費、備品購入費以外の金額につきましては各一貫校整備事業の全体事業費の施設規模等按分等により求めた額となっています。

続きまして、第2条継続費については402ページをお願いいたします。第2表の継続費でございます。その表に記載の1款2項施設整備費、目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業、総額2217万5千円及び潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業、総額

4億7768万9千円につきましては事業が複数年にわたるため、継続費として、その年割額は表に記載のとおりでございます。

第3条債務負担行為につきましては、同じく402ページの第3表をお願いいたします。平成28年度末で現契約期間が満了となります、片島小学校及び菰田小学校の給食調理等業務委託を平成29年度から平成31年度の3年間で実施をするため債務負担行為を計上するものでございます。

第4条の地方債につきましては403ページの第4表地方債をご覧ください、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表の記載のとおりでございます。

以上で平成28年度当初予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第22号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

議案第36号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について説明をさせていただきます。追加議案書48ページ以降をご覧くださいと思います。

提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものであります。

その内容につきましては、まず、地域手当について、第7条第2項中の支給割合を「100分の3.75」、「100分の4.0」に改めます。

次に、福岡県公立学校職員の給料表の別表、議案書では48ページから50ページに記載しておりますが、のように改めます。

最後に、地域手当につきましては、先ほどの平成27年4月1日から施行いたします地域手当に引き津好き、平成28年4月1日から第7条第2項中の支給割合を「100分の4.0」を「100分の4.25」に改めます。

以上でございます。簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第36号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 37 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「議案第 37 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の 54 ページをご覧ください。

本案は、提案理由のとおり、平成 28 年 6 月に幸袋小中学校の校舎が完成し、現在の幸袋小学校及び中学校の位置が変わりますことから、小学校及び中学校設置条例中の位置に関する規定を改めようとするものでございます。

具体的な内容は新旧対照表でご説明いたします。55 ページをご覧ください。

条例別表中、幸袋小学校の位置を、「飯塚市中 815 番地」から「飯塚市中 730 番地 1」と改めます。また、幸袋中学校の位置を「飯塚市中 759 番地」から「飯塚市中 730 番地 1」と改めます。これは、新校舎建設位置を字図上で確認し、新たな地番を提案させていただいております。なお、この条例は平成 28 年 9 月から施行するものでございます。

以上簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 37 号 飯塚市立小学校設置条例及び飯塚市立中学校設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 42 号 飯塚市消費生活センター条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第 42 号 飯塚市消費生活センター条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の 66 ページをお願いします。本案につきましては、平成 26 年 6 月に消費者安全法の改正が行われ、さらなる消費者の安全を確保するため、消費生活センターを設置する市町村は、平成 28 年 6 月までに消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について、内閣府で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたものです。

同センターの業務は、消費者からの事業者に対する苦情相談や解決のあっせん、消費者の安全確保のための啓発活動並びに情報提供などを行っている機関であり、現在、事務局員 1 名と相談員 2 名の計 3 名体制で、本市、嘉麻市及び桂川町の 2 市 1 町の広域で運営を行っております。

今後も消費者の安全を確保するため、相談員のレベルアップ等を図り、相談業務の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 飯塚市消費生活センター条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）」、「議案第46号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（電気設備・その1）工事）」、「議案第47号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その1）工事）」及び「議案第48号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（空調設備）工事）」以上4件は関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

関連がございますので、「議案第45号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）」から「議案第48号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（空調設備）工事）」までの4件につきまして、一括して補足説明をいたします。

議案書73ページ、議案第45号、議案書76ページの議案第46号、議案書78ページの議案第47号、及び議案書80ページの議案第48号までの4件につきましては、工期延長に伴い契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案書73ページをお願いいたします。議案第45号、「（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）」につきましては、原契約金額25億1316万円に、4857万840円を増額し、契約金額25億6173万840円とするものでございます。

議案書の74ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。4の変更概要につきまして、ご説明いたします。

契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う各種数量の変更等に伴い、4857万840円の増額となっております。また、工期につきましては、現在の工期、平成27年2月12日から平成28年3月31日までを、平成28年6月30日までと延長するものです。

次に議案書の76ページをお願いいたします。議案第46号、「（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（電気設備・その1）工事）」につきましては、原契約金額3億5920万8千円に、345万3840円を増額し、契約金額3億6266万1840円とするものでございます。

議案書77ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。4の変更概要につきまして、ご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増により、345万3840円の増額となっております。

次に、議案書78ページをお願いいたします。議案第47号、「（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その1）工事）」につきましては、原契約金額1億4526万円に、187万1640円を増額し、契約金額1億4713万1640円とするものでございます。

議案書79ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。4の変更概要につきまして、ご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増により、187万

1640円の増額となっております。

次に、議案書80ページをお願いいたします。議案第48号、「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(空調設備)工事」につきましては、原契約金額2億1006万円に、222万5880円を増額し、契約金額2億1228万5880円とするものでございます。

議案書81ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。1の工事名から3の受注者までにつきましては、省略をさせていただきます。4の変更概要につきまして、ご説明いたします。契約金額の変更といたしましては、工期延長に伴う諸経費の増により、222万5880円の増額となっております。

なお、議案46号から議案48号までの専門工事につきまして、増額の内容を示します資料を、本日お手元に配付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第45号から議案第48号までの補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○上野委員

4つの関連議案ですが、まず確認させてください。工事内容の変更ではなくて、ただ工事延長だけが理由の増額で間違いないでしょうか。

○建築課長

工事の内容の変更はございません。ただし共通仮設費等の変更はございました。

○上野委員

4つの議案、合計でいくら増額になっているのか教えていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○契約課長

4つの議案、増額合計金額は5612万2200円でございます。

○上野委員

それぞれの契約で何%増額になっているのか教えていただけますか。

○契約課長

議案第45号 建築工事が1.93%の増でございます。それから議案第46号、これは電気の専門工事でございますが、これが0.96%の増でございます。議案第47号、給排水衛生設備工事ですが、これが1.28%の増。それから、議案第48号、空調設備工事が1.05%の増となっております。

○上野委員

ありがとうございます。議案第45号、一番原契約の金額多いところの%が一番高いんですね。46号の議案と比べると、その%の割合、2倍以上違うんですね。これ適当なのですか。妥当なのですか。

○建築課長

45号については、工期延長に伴うものと、それから仮設資材とか、交通誘導員とか、そういったものが増額しております。これは全て計算方式によって導き出しております。妥当であると判断しております。

○上野委員

今言われた仮設費の増額なども他の議案でも上がってきているんですね。この計算は行政のほうできちんとやられているのですか。

○建築課長

ちょっと中身を説明しますと、工期延長に伴って共通仮設費や諸経費等が増額します。これは議案45から48まで共通して増額するのですが、諸経費等を算出するに当たっては、それぞれの直接工事費や共通仮設費等に対して一定の率が決まっています、それによって算出するのですが、この率の中に含んでいないものがある、建築工事の場合は、交通誘導員とか、仮囲いとか、そういったものがこの率に含まれませんので、これは別途積み上げによる算定ということになりまして、他の46号から48号については、交通誘導員とか仮囲いとかございませんので、建築工事にはこれが入っておりますので、増額分がプラスされるということでございます。

○上野委員

交通誘導員さんもね、たくさん現場に配置されておられます。確かに。なるほど、その人件費とかもあるんですね。その分に関しては、46、47、48号は誘導員さんはいらっしゃらないので、その差額があるということで理解をしておきますが、いつも私申し上げますけど、こういった増額するときには、きちんとどういうふうに精査をしてあるとか、今言われるような率についても、差額が2倍以上あるので、そこの主な理由が、誘導員さんですとかリース期間ですとかいうのであれば、この内容についても金額なりを、お示しを先にいただければよろしかったんじゃないかなというふうに思います。

工期延長については行政のほうで予想できなかった軟弱な地盤があったということでしたけど、額にして5600万円以上の額ですよ。しかも幸袋の3校の保護者さんとか児童生徒の期待を大きく飯塚市は裏切っていますからね。ここらへんを十分に認識をさせていただいて、今後の対応にあたっていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第45号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（1工区）工事）」、「議案第46号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（電気設備・その1）工事）」、「議案第47号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その1）工事）」及び「議案第48号 変更契約の締結（（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（空調設備）工事）」以上4件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第49号 財産の無償貸付け」について、補足説明をいたします。

議案書の82Pをお願いします。本案につきましては、筑穂庁舎の有効利活用の一環といたしまして、余裕のある筑穂庁舎を地域の交流拠点として活用する目的で、平成26年4月1日に設置いたしました「飯塚市筑穂ふれあい交流センター」の一部の37.88平方メートルを「ふれあい広場事業」として実施するため、筑穂地区まちづくり協議会に対して、無償による

貸付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

同センターにつきましては、市民の交流及び地域活性化の拠点施設として、設置をしているものでございますが、その目的を達成するために、市民の交流に関する事業であるとか、地域の活性化に関する事業、まちづくりに関する事業、その他の設置の目的達成に必要な公益的事業を行うことといたしております。

筑穂地区まちづくり協議会に関しましては、その活動が同センターの設置目的と合致し、また、併せまして、実施しようとする事業が同センター条例の行う事業と合致するものとなっているところでございます。

今回、平成26年4月1日から平成28年3月31日の2カ年間の無償貸付期間が満了するため、その継続として、無償貸付期間を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2カ年間でさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第49号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更（飯塚市斎場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更（飯塚市斎場）」について、補足説明させていただきます。

議案書の84ページをお願いします。飯塚市斎場における平成28年度からの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得るため、先の12月議会において指定議案を上程いたしました。指定管理に係る本市の現行制度については、見直しや整理の必要性があるということで議決を得ることが出来ませんでした。これに伴いまして、現在、所管部局において当該制度の整理・見直しを進めているところであります。平成29年度からの飯塚市斎場の管理運営につきましては、この見直しがなされた当該制度のもとで指定管理者の選定を行うことといたしまして、それまでの平成28年度1年間の斎場の管理運営につきましては、「火葬」を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うとともに、利用者に対する普遍的なサービスの提供が不可欠であるということから、現指定管理者であります「株式会社 九州互助センター」の指定期間を延長し管理運営を行なおうとするものでございます。

このようなことから、現行の指定期間である「平成23年4月1日から平成28年3月31日」を「平成23年4月1日から平成29年3月31日」に変更することについて議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 指定管理者の指定期間の変更（飯塚市斎場）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページをご覧ください。学校教育法の改正に伴い、福岡県修学資金の貸与の対象者が追加されたので、これにあわせて本市の貸与の対象者を追加するため、本案を提出するものであります。

具体的に申し上げますと、現在、前年度に中学校もしくは高等学校を卒業したもの、または高等学校を中退したものを対象としているところを、義務教育学校を卒業したもの、中等教育学校を卒業したもの、中等教育学校の前期課程を修了したもの及び中等教育学校の後期課程を修了したものを追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

飯塚市におけるこの資金貸与の実績を教えてください。

○学校教育課長

本事業の飯塚市における実績でございますけれども、平成21年度に2名、貸与の実績がございますが、それ以降は実績がございません。

○上野委員

21年度に2名だけですね。この条例は、義務教育を終えた方々に対する資金の貸与という条例なのですが、関連してなのですけど、義務教育に対する資金の助成の条例というのは、飯塚市でお持ちだったらご紹介していただけますか。

○学校教育課長

私も学校教育課といたしましては、就学援助という制度を事業実施させていただいておりますので、その部分が所管でございます。

○上野委員

これは議案の審査なので、人数とかも聞きたいのですけども、またの機会にしますが、昨今義務教育でありながら、制服とか入学一時金、また修学旅行の積立金の関係で家庭の経済環境がまた教育格差を生んでいるというような報道も、今日もあっておりました。

今日の新聞の報道見ると、国は校則によって制服なんか決められているので、国で一律で規制するのはどうかと、自治体で対応を検討してほしいというようなコメントも載せられていたのですが、まさしく学校は独立して校則を持っておられるのでそのように対処するしかないのかなと思うのですけど、やっぱり今学力向上にも、教育委員会は非常に力入れていただいて

いるのですが、そういった経済状況で均一な教育を受けられないという状況があると、高校進学の際にも大変影響してきますので、飯塚市独自でも経済的に厳しい家庭については貸与ではなくて、別な資金助成の方法も考えなくてはいけないのではないかなと思っております。

国の意見からも自治体のほうで検討して欲しいということなので、ぜひとも前向きに教育委員会としても検討していただきたいと思うのですが、答弁、このこと1点でかまいませんのでいただけますか。

○教育長

質問者のおっしゃっております新聞記事を、私も連日拝読をさせていただいております。

実は飯塚市の学校現場にもリサーチをしましたが、記事のようなケースというのは今までのところはあがってきておりません。私が推測しますに、おそらく飯塚市は就学援助制度が他の自治体に比べて極めて保護者に暖かこうございます。標準家庭を生活保護家庭の1.5の所得にしていますので、他地区は1.2とか1.3なんですね。ですから、ボーダーの家庭の子どもたちを多く救うという本市の姿勢の1つだと思っております。

それから、すみません、蛇足ですが、制服等についても何らかの形で対応している中学校が、実は調査しました10校のうち7校が、やはりそういう家庭があつてはいけないということで、学校のほうがほとんどでした。PTAのほうの協力が1校ありましたが、次の新1年生のためにということでキープしているようなところがありましたので、10校のうち7校ですから、残り3校の中学校がありますので、そこはまた啓発、働きかけをしていきたいと思っております。

貧困により子どもが適正な義務教育を十分に受けることができないということはあつてはならないことだと思っておりますので、今質問者のご指摘の件についてはしっかりアンテナを高く這わせて、対応等もすべきことがあるかどうかリサーチしていきたいと考えています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第77号 飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

兼本委員から「大雪の日の学校対応について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があつております。

兼本委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。兼本委員に発言を許します。

○兼本委員

先日1月の25日ですね。1月の記録的寒波に伴った大雪の日の通学について、保護者のほうからも、これが正しかったのかどうかといったいろいろな意見をいただいております。そういったところで、教育委員会としての見解をお伺いしたく、今回、所管事務調査をさせていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「大雪の日の学校対応について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「大雪の日の学校対応について」を議題といたします。

兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

すみません、当日の状況等をちょっとご質問させていただきたいと思っております。まず最初に、福岡市では前日から小中学校は休校となっていました。本市では通常どおり登校する学校がございました。どのような判断でそのようになったのかをまず教えてください。

○学校教育課長

少し経緯も含めまして、丁寧にご説明をさせていただきます。

まずちょうど雪でご指摘になったのは、1月の26日の月曜日だと思うのですが、その前の週末の金曜日に報道等でも寒波が来るということで、学校のほうにはそういったことでの特別の対応についてということの通知と、それから県のほうから、そういった気象情報が来ておりましたので、そういったものを送付し、指示をしたところでございます。

本市としては、委員おっしゃいましたように、臨時休業という措置はとっておりませんが、児童生徒の安全確保という観点、それから気象情報、それから出校日となる月曜日の見通し、それから本市、雪ということで積雪が、山間部、平野部、市街部、異なるということを踏まえまして、雪の日の対応につきましても、非常変災その他急迫の事態による臨時休業は、法令とか、学校管理規則で学校長の判断により行うことができますね、積雪の状況について異なりますし、最も状況を判断することができるというふうに考えましたので、そういった学校での対応をとらせてたものでございます。

○兼本委員

もっとも判断ができるというのが、その各学校と学校長ということですね。

次に、通学中の子どもたちの安全についてはどのように、先ほど平地、山間部とかによって雪の状況が違うというふうにおっしゃられましたよね。それでは、通学中の子どもたちの安全については、どのように考えていらっしゃいましたでしょうか。

○学校教育課長

当然でございますけれども、児童生徒の安全確保に万全を期するべきでございますので、学校におきましては、そういった雪の日に積雪によって想定されるというふうなことを指導したものであるというふうに考えております。そういう中で、先ほども申しましたけれども、学校のほうにそういったことも連絡、指導しまして、各学校において登校中の児童生徒の安全確保等に検討をおこなって対応を図っていったものと考えております。

○兼本委員

そうすると、今の安全につきましても、学校の方で判断をされたということですね。

そうしたら次に、今のお話では学校からは何も、当日25日、月曜日、朝の通学時点については、相談等はなかったのでしょうか。

○学校教育課長

最終的に、学校が25日の月曜にどういった対応をとったかってことは速やかに、8時40分に報告をするようにということで、文書を金曜日の段階で出しておりましたが、その前に当然、学校から、例えば本市でいいますと先ほど申しました山間部ということで、困難であるということで、臨時休業をとるといような報告が参ってございました。

○兼本委員

ということは、相談はなかったと、報告があったというだけですね。

○学校教育課長

ご連絡を受けた段階で、例えば山間部の学校で、位置が山間部に有するということと、それからそういった学校では、特認校制度というのをしいております、遠方から来られる方は、

送迎ということを通学手段にされておりますので、例えば八木山小学校などは、通行止めの見通しが大変高いということで、学校長からは難しいということで、それはもう当然校長先生、臨時休業のご判断適切だろうということで、そういうやりとりはございましたけども、学校長が、最終的に報告をしたところでございます。

○兼本委員

それでは、このような場合の休校となるような、休校か、通常登校かといった場合の判断基準というのは、本市では定められているのでしょうか。

○学校教育課長

例えば、この大雪、積雪に関することに関してもそうですが、臨時休業等の明文化した判断基準というのは定めておりませんが、ご指摘の中にもありましたけど、速やかに学校で対応ができるように、危機管理マニュアルというのを、学校に災害等の折には想定して作れということで、例えば台風ですとか、この地域は一級河川を抱えますので、豪雨、それから地震などの可能性ございますので、そういうものを想定して作らせておりますし、また大変児童生徒の安全確保に影響を及ぼす場合などには、これまでも事前に学校とか、校長会と相談、協議をしながら決定をしまいったところでございます。

○兼本委員

今、課長の答弁、私伺いまして、私なりに今ちょっと感じたことを話させていただきますね。

今、4つ私は質問させていただきました。その中の今の課長の答弁をまとめてみますと、今回の大雪での登校に関しまして、学校教育法施行規則第63条の「非常変災その他急迫の事情である」かどうか。当日の通常登校なのか臨時休校なのかは、それぞれの学校長が的確な判断を下しました。また登校中における子どもたちの安全確保ができていられるのかも各学校の判断です。臨時休校の判断の相談については、私は先ほどの話では何もなかったんじゃないのかなというふうに思いました。そして、逆にいうと学校長の判断ということですから、この臨時休校の判断についても、学校の判断であり臨時休校となる判断基準は何も決めていないと。つまり、すべての判断は各学校に任せたとというように私は感じたのですが、それでよろしいですか。

○教育長

基本的に、このような自然災害等も含めまして、判断は各学校というように、あえてしております。その理由はですね、1市4町合併いたしまして、先ほど課長が雪の例で申しましたが、この地域には雪が20センチ降ったけれど、この地域は5センチということが、飯塚市内でも今回もあり得ました。また、雨の降雨量につきましても、筑穂地域は雨が降ってないけれども、旧穎田地域は大雨だというようなこともあります。そのようなことがありますので、各学校の判断を基本とはしておりますが、台風等のように、明らかに広域での災害が予想されるときには、校長会の代表者と教育委員会で協議をいたしまして、市内一律でどうするかという判断を、教育委員会が行っている次第でございます。

今回の件につきまして、福岡市のほうは、前日までに実は暴風雪警報というものが発令をされております。飯塚は、これ発令されておられません。何種類もの注意報や警報の状況を鑑みまして、月曜日につきましては学校長判断でも可能であるというように教育委員会で判断をいたしました。しかしながら、その翌日につきましては、実は、これもご承知のことと思いますが、水道管の凍結によりまして、学校の水、特にトイレが使えない状況の学校が5校でましたし、その翌日の天気予報では早朝は氷点下になるということでしたので、トイレが使えない学校に、子どもたちを登校させることは健康上あってはならないというふうに判断いたしましたので、またこの件については各学校の予想とか判断が極めてしづらいことだとも認識しましたので、全校休校といたしました。しかしながら天気予報はずれまして、当日は早朝、気温2度でございましたので、これについてはそのまま水が出なかった学校が数校で収まっていたんだろうなという現状でもありました。

このようなかたちでケースによって教育委員会が統一して判断をしたり、学校長に判断を委ねたりというようにして、現状行っている次第でございます。

○兼本委員

今、教育長のご答弁いただきまして、警報であるとか雪の地域の場所でどれだけ積雪があるのかどうかというところで判断をされているというかたちのお話しでしたよね。

じゃあ例えば、今回は何も事故等無くてよかったのですけれども、もし事故が起こって、子どもたちが。結局、今回25日の雪の時はほとんど真っ白だったんですよね。飯塚市内も。凍結もありました。当然、車も、たしかバスも運休だったと思うのですけれども、車がスノータイヤ、チェーンしている車もありますよね。当然何もしてない通常タイヤで走っている車もいたわけですよね。特に九州の人間というのは、雪道の運転ってというのはそんなに慣れていないと思います。もし車がすべって歩道にいる子どもたちを轢いたりとかすることも、私は考えられたと思うんですね。ですから、もしそういったことがあった場合には、その責任というのは、学校長の判断ミスということになるのでしょうか。

○教育長

事故を想定してのご質問だと受けとめておりますが、その事故の状況等について、今おっしゃったようなことがありました時に、まずは、すみません一般論で、ドライバーの安全確保義務違反がまず問われるだろうと思います。その延長線上として、仮に裁判になった場合に、学校として、そして学校としていいましたら、これは教育委員会にも当然及ぶわけですが、児童生徒の安全確保義務違反がなかったかどうかということが焦点にもなりうるだろうとは考えております。

○兼本委員

多分、私は保護者の考えとその辺が大きく違うことじゃないかなというふうに思っています。先ほど課長がお話ありました、飯塚市の学校管理規則というのが本市で定められているというお話でしたが、この規則は、そもそもその誰が誰に対する規則なのですか。

○学校教育課長

教育委員会が学校長に対しまして、基本的なこと、それから学校がきちっとやるべきことについて、職務命令のようなものを束にしたものでございます。

○兼本委員

それではちょっと質問したいのですが、先ほどから言われています、非常変災その他急迫の事情についてというような、学校長が臨時休校にすることができるといった規則も、確か3条第6項で定められてありますよね。飯塚市の学校管理規則の中には。先ほどおっしゃられましたように、管理は教育委員会がされているということですよ。ということでよろしいわけですよ。教育委員会が学校に対してされているということですよ。

そうすると、先ほどから話しありましたけれど、ちょっともう1回まとめていただきたいので、もう1回私質問させていただきますが、この時、気象庁は1月23日から25日にかけては記録的な寒波によって、災害とも言っております。このような時点で、教育委員会としては、このような状況をどう捉えてあったのか。

それから、当日、先ほど私言いましたが、積雪と道路状況と・・・、これは先ほどいただきましたのでいいですね。大雪警報は確かにこの日は解除されていきました。ただ、私はちょっと気象庁の調べたのですが、大雪注意報は1月21日の21時15分に解除になっています。これはですね、福岡市も全く一緒なんです。ただ違うのは、先ほどおっしゃられた暴風雪警報が出ていたかどうかということが違っているところなんです。そういったところを踏まえて、教育委員会としてはこの非常変災その他急迫の事情というものについて、どういったふうにお考えか、もう一度ちょっと教えてください。

○学校教育課長

先ほども申しましたけども、週末にも大きな寒波が来るということで、私どもも学校が学校教育法の施行規則に基づいて、管理規則もそのことはあげておりますけど、そういったことを躊躇せずに学校が対応をとるようということで、その旨の連絡もしたところでございますので、万全を期すような対応をすべきであろうというのは認識でございました。

○兼本委員

そうすると、非常変災の時は学校に万全の状況を取りなさいということが教育委員会の見解ということでもいいのですか。

○教育長

法令で学校管理規則よりも上位法の学校教育法施行規則の第63条におきまして、「非常変災その他急迫の事情があるときには、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」つまりこれ臨時休校の判断は校長というように学校教育法施行規則で定まっております。しかしながら、飯塚市として市内全域で甚大な被害が予想される、もしくは学校長の判断だけでは難しいと考えられるときには、教育委員会が校長会の代表等と相談して判断し、指示をするという形をとっているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○兼本委員

そしたらですね、同じ飯塚市なんですけどね、九州工業大学は1月の24日11時現在の時点で、25日を休校にするかどうかというのを発表されております。この理由というのは、やはり非常変災時における関係でされていらっしゃるわけですね。そういった学校も当然あるわけですから、通常登校している学校もあるわけですね。それだけやっぱり学校長の判断もまちまちなのです。当然、先ほどから教育長にもいろいろご答弁いただきましたが、保護者の児童に対する安全面での考えもいろいろあります。

しかし、この日は保護者が学校から何も連絡がなく、本当に学校が通常通りあるのか休校なのかという判断もつかない方も実際いらっしゃいます。またそれで不安だったと言われ、それが不信感にも繋がっていると。やっぱり子どもの安全を考えたときに、そういうふうに思われている方もいらっしゃるわけです。私も児童生徒の安全面を考えた場合に、今回の大雪での判断は各学校による個別判断ではなくて、教育委員会の周り近所の市町村の関係と鑑みて、広域判断が必要ではなかったのかなというふうに考えております。

先ほどの答弁を私伺ってしまして、本当に子どもたちの安全を考えられていたのかなと、教育委員会が考えてあったのかなというふうに、私は疑問に感じました。

教育長も代表質問のときにおっしゃってましたように、やっぱり子どもたちの安全を第一に考えてというところが、私もそれは当然だと思いますし、やっていただかないといけないと思っております。

例えばですね、この非常変災に関しては他の自治体と、福岡県以外の自治体等では、申し合わせというのを作ってあるところもあるんですね。例えば兵庫県のほうでは、例えば警報が当日午前7時現在で発令されている場合、生徒は自宅待機をしなさい。9時までに解除となった場合、通学路の安全を確認のうえ十分注意して登校させなさい。9時現在において警報が発令中の場合は、学校は臨時休校です。それ以外にも広島だとか、いろんなどころでこういう申し合わせがあります。これは誰と誰と誰の申し合わせかといいますと、教育委員会、学校、保護者なんです。そして各学校に、この通知を保護者にも渡してあるんですね。今回は何十年に1回といわれる大寒波だったのかもしれませんが、これからは非常に想定外の異常気象によって、想定外の状況というのは考えられると思っております。

ある程度、今、ただ単なる学校の判断ではなくて、やはり保護者も交えたところで、ある程度の情報共通の情報のルール化とか、そういったところを作っていないと、やっぱりなんで今回も26日は全体が休校だと、25日はなんでならなかったのかという意見もあるわけなんです。給食が食べられなかった、トイレができなかった。それで休校かと。じゃあ25日は、

学校は何とも思わなかったのかと。子どもたちの安全に対して、教育委員会も何とも思わなかったのかと。危ないとか、そういったことは想像しなかったのかと。やっぱり言う保護者の方もいらっしゃる。この辺は、これからやはり、教育長も前におっしゃられていましたけど、学校だけでは何もできません。保護者もあれば、地域住民の方との協力っていうのはあると思います。ですので、台風にしても、こういった大雪にしてもそうなのですが、是非、ある程度のルールというのを決めて頂いて、そして保護者にも説明していただき、そして今回みたいに何も連絡がないんじゃないかと、やはり連絡を必ずしてもらわないと、電話しても、当然ありますよと言われてたら、やっぱりびっくりすると思うんですよね。学校に電話して、今日は学校あるのですかと。ありますよと。通常どおりですか。通常どおりですよと。子どもたち歩いてくるので時間かかるから、もしかしたら遅刻するかもしれませんと。もうそれは仕方ないですねと。そんなのでいいのかなと、私はちょっと感じております。

ぜひルールを決めていただいて、学校任せでなくて、教育委員会が指導のもと、子どもたちの安全をぜひ守っていただきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、10件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

○学校給食課長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について報告いたします。

平成28年3月末で委託契約の期間満了を迎えます、立岩小学校、飯塚第一中学校、飯塚東小学校、及び飯塚第二中学校の4校。それから平成28年4月から新たに調理業務委託で給食を提供する穂波東中学校区小中学校の調理等業務受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問いたしまして、プロポーザル方式による厳正かつ公平な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がされましたので報告をするものでございます。

お手元に配布いたしております資料「飯塚市学校給食調理等業務受託候補者特定答申書」をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして左のページの2番目の項目、■(黒四角)のところでございますが、受託候補者は、立岩小学校は一富士フードサービス株式会社九州支社、飯塚第一中学校は株式会社日米クック、飯塚第二中学校区小中学校、これは飯塚東小学校及び飯塚第二中学校でございますが、株式会社共立メンテナンス九州支店、穂波東中学校区小中学校は学校法人中村学園 中村学園事業部となっております。

4社を特定した理由といたしましては、右側のページでございますが、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などが具体的な提案がされていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できる、よりすぐれた提案であったと判断され受託業者として特定されたものでございます。

特定までの経過でございますが、11月12日に教育委員会から飯塚市給食運営審議会に対

し受託業者の選考について諮問いたしました。飯塚市給食審議会では12月2日に第1回審議会を開催し、12月16日の第2回審議会でも専門部会を設置いたしまして、12月18日から募集を開始したところ、5社から参加表明書の提出がありました。

1月27日に第1回専門部会において第1次審査として企画提案書等資料の書類審査を行ない、2月4日に第2回専門部会でヒアリングでの第2次審査を行いました。

その結果、得点上位4者が受託候補者として選定されたものでございます。その4者から事前に提出された希望順位に沿って、各候補者が希望している業務へ割り当て等をおこない対象学校ごとの受託候補者が特定されたところでございます。

資料の次ページ「採点結果」以降の説明につきましては省略させていただきます。

今後は、この答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課で協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○上野委員

市内業者1社もないようですが、市内からの応募状況はあったのですか。

○学校教育課長

今回につきましては、市内からの参加がございませんでした。

○上野委員

昨年、指定管理者とか受託に関する業者に関しては、市議会からもいろいろご提言をさせていただいているところですが、この給食に関しては、市内業者に限定はもちろんされていないので、応募もなかったということですが、何か限定されない理由はどういったものなのか教えていただけますか。

○学校給食課長

学校給食に関しましては、安全で安心な給食を継続して提供できる事業者ということを最優先に考えますので、そういった能力を判断する上で決定をしているところでございます。

○上野委員

安心安全と安定的な供給というのが学校給食の大前提だと思いますので、そこらへんを外していただく必要はないと思うのですが、市内にも高校等には、給食とか配膳とかをやられている業者もありますので、ぜひそういった業者の育成の観点からも何か、いきなりっていうのは難しいかもしれませんが、育成の方法も何かしら手をうっていただければなど要望しておきたいと思います。

続けてお聞きしますが、4つの学校なのですが、各学校何人分の給食業務となるのか、教えていただけますか。

○学校給食課長

まず、飯塚第一中学校につきましては約760食でございます。それから立岩小学校につきましては、720食。それから、飯塚第二中学校につきましては約350食。飯塚東小学校につきましては約490食でございます。それから、穂波東小中学校区の小中学校につきましては、今年度につきましては、平恒小学校のみの委託調理となりますので、その分に関しましては約290食程度でございます。その後につきましては、一貫校整備後は約1千食になります。

○上野委員

それで立岩小学校と飯塚第一中学校はだいたい人数が同じなのですが、割り当ての方法は点数の高い順に要望したところから学校に割り当てるという方法はいかがなものかなと思うんですよね。穂波東中学校区に関しては1千人になるわけですよね。場所の問題もそれぞれの業者さんあると思うのですが、これはやっぱり応募の時に、そこらへんはどの学校に当たって

も対応できるようにしておいてくださいねというような募集状況なのですか。

○学校給食課長

受託する学校につきましては、点数の1番からということではございませんで、今回は4者が選定されたわけですが、その4者につきましては、どこも受託能力があるということで、まず業者のほうからどこの学校を受託したいかという希望を聞きまして、それを優先してやっております。

○上野委員

もちろんそうなのですが、例えば穂波東小中学校区については、この選定業者からの希望はあったのですか。

○学校給食課長

今回選定されました中村学園につきましては、2番目の希望の学校でございました。

○上野委員

そういう方法であってもいいのかなと思うのですが、ただ、各学校の保護者とかですれ感から、そこにいらっしゃる方からすると、1番点数の低いところが私のところかというふうになりますよね。だから、できれば各学校ごとに募集をしていただいて、そういうふうな各学校ごとに、同じ5者かもしれませんけど、そういうふうな方法をとっていただいていて、丁寧に選定をしていただくということも考えていただけないかなと要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

今の上野議員の発言のちょっと関連なのですが、たしか食育関係とか、そういったところもこの業者に、学校に対して協力してもらおうというような部分が入ってましたですね。私も実はこれ数年前に、学校給食のほうの審議会に出たことがありまして、その時ちょっと思ったのですけれども、やはり、4者、5者来られています。こういうふうなPTA会長であるとか学校長等が出て、いろいろ自分の学校にとってどの業者がいいのかなというふうにも、逆の立場でも考えるわけなんですよね。そうした場合に、その判断が全く見えないということになると、非常にその質問をしていく時に、ここはある程度、例えば自分の学校であるといったら、そこに対していろいろ質問がしたいというような、恐らくはあると思うですね。点数が低いからこことかっていうわけじゃないと思うのですけども、やはり最終的に学校長もPTA会長等も、こういったいいところだから安全で任せられるよというところがやっぱり決断の1つじゃないかなと思います。ですので、その辺がもうちょっとうまくいけるような方法が考えられたらいいのかなと私も思っておりますので、非常に難しいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市史編さんについて」報告を求めます。

○文化課長

市史の編さんについて報告いたします。飯塚市の市史編さんにつきましては、合併10周年の記念事業としまして、平成23年度から、編さん作業を進めておりましたが、本年3月末に完成しますので、その概要を報告させていただくものです。

市史の構成につきましては、通史編といたしまして、上巻、中巻、下巻の3巻から構成され、B5版、各約900ページで、原始、古代、中世、近世、近現代、宗教、民族、現代の8編の編集となります。各目次構成につきましては、資料の2ページ、3ページのとおりでございます。

す。

市史の編さんを進めるうえで、庁内に市史編さん委員会を設置しまして、基本方針、進行管理を行い、市史の編さんの内容につきましては、31名の執筆者にお願いし、編集委員会による編さんを行ってまいりました。また市史とは別に、A4版約100ページからなる写真集も作成しております。市史及び写真集は各1千部作成しており、完成後は学校、行政機関に寄贈するとともに、広く一般の方々にも、市報、ホームページ等により周知、販売することとしております。

以上簡単でございますが、市史編さんについての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

○文化課長

指定管理施設の評価についてご報告を申し上げます。

現在文化課が所管しております飯塚市文化会館につきましては、平成24年度から5年間指定管理者として公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団が管理運営を行っております。平成26年度の業務実績に対する外部評価を、飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、その評価結果が市長に答申されましたので、評価結果をご報告させていただきます。

別紙、指定管理者業務評価表をお願いいたします。評価結果につきましては、業務状況、利用者サービス、経済性のそれぞれの面からは17項目において5段階による評価をいただきました。飯塚市文化会館は総合評価で優良との評価をいただいております。評価委員からは、事業の安全性、有資格者の配置、自主事業の充実、利用者サービス、地域の密着した事業に対し高い評価をいただきましたが、パンフレットの記載内容や会議室等の周知については、ご意見も付されております。

評価書の内容につきましては、指定管理者に対して通知するとともに、ご意見等について指定管理者と現在協議を行っております。今後も指定管理施設のより一層の効果的なサービスの向上、施設の機能充実に努めてまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地区公民館施設整備実施計画の進捗状況について」報告を求めます。

○生涯学習課長

飯塚市地区公民館施設整備実施計画の進捗状況について報告いたします。

A3の横の資料を見ていただきたいと思います。今回報告する分につきましては、進捗状況として書かせていただいているところをご説明させていただきます。

まず、上から2番目の二瀬公民館でございますが、二瀬公民館につきましては、耐震基準以前の建物でございますので、現在地において建設をするにあたりまして、建設の位置や規模、それから避難通路の確保等について、今検討をいたしているところでございます。

その下の鯉田公民館をお願いいたします。鯉田公民館につきましては、敷地の地盤沈下が現在も続いているところから、その場所以外の移設地を基本において協議をしているところがございます。また、地元からの要望を踏まえたなかで検討いたしました結果、第三中学校跡地が適当であると判断をいたしたところでございます。今後につきましては、公民館の規模等

や敷地内のどこに建設をするかにつきましては、今後検討を行うこととしているところでございます。

続きまして、上から7番目の立岩公民館を見ていただきたいと思います。立岩公民館につきましては、今4階建ての建物でございますので、大規模改修工事を行うには多額の費用を要することから、現在地建て替えの場合は代替施設確保の必要性もあることから、新たな場所に建設する方向で今検討を行っているところでございます。

続きまして、その下の段をお願いいたします。穂波公民館でございます。穂波公民館につきましては、多額の費用が掛かるということもございますが、近隣の公共施設を元にとということでさせていただいておりますので、公民館のホールを除く公民館機能とあわせて、横に図書館もございますが、図書館機能を穂波庁舎内に複合化することも1つの考えとして、検討を今行っているところでございます。

その下の筑穂公民館をお願いいたします。筑穂公民館も大規模改修工事を行うには、多額の費用を要することから、現在筑穂庁舎内にふれあい交流センター等が設置されてことから筑穂公民館の1階の部分ですが、1階の部分は、ホール、それから調理室、奥のほうに中研修室がございますが、そこを除く公民館の機能を筑穂庁舎内に複合化するところで検討を現在行っているところでございます。

以上簡単でございますが、進捗状況の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

立岩と穂波についてお伺いします。立岩、穂波どちらも平成27年度末までに整備内容や整備の時期を決定するとありますが、これはこのとおりに間違いはないですか。

○生涯学習課長

今、委員が言われますように、平成27年度に整備内容や整備の時期を決めるようにしておるところでございますけれども、この建物につきましては1つ決めますと、そこに固定的な形になりますので、十二分に時間を要するところもございますので、今年度には間に合わせたいところもございますが、少しお時間が必要になってきているところもあろうかと思っております。

○上野委員

じゃあ、どちらも27年度末までには決まらないというご答弁と受け取っていいですか。

○生涯学習課長

決めるところで、今努力はしているところでございますが、それで宜しくをお願いいたします。

○上野委員

わかりました。32年度までにという年次計画なので十分間に合うとは思いますが。

では、穂波のほうなのですが、進捗状況で公民館ホールを除くとありますが、公民館ホールについては存続させるかどうかも含めて検討されるということですか。

○生涯学習課長

いろんなパターンがございますので、あらゆる角度から今精査をしているところでございますが、一考え方と致しましては、もし穂波支所に今の穂波公民館のホールの規模を持ってきた場合に、それだけの受け入れる器があるかどうかというのが大前提でございますので、基本的には公民館のホール、特に穂波地区は人口が2万6千人位でございますので、たくさん来られた場合については受けるところが今の段階で見つからないところがございますので、一応、公民館のホールを残すところと考えたらどうだろうかということが、1つの案でございます。まだ他にもいろんな案は出てくると思っておりますけれども、今その方向で検討させていただけるところでございます。

○上野委員

穂波は人数も多いので、2つ作ってあげてもいいじゃないのかなと思うくらいですが、ぜひご検討よろしくをお願いします。

立岩なのですけど、新たな場所に建設するという事は、もちろんあそこの場所に建て替えるのは難しいし、駐車場の確保も難しいと思うのですけども、もちろん、今現在市が所有しているところのどこかという認識でよろしいですね。

○生涯学習課長

今、委員が言われますように、今の現在の場所では、かなり状況的には厳しいところもございますので、ここの庁舎を中心とした近隣の施設を1つの基本として考えていっているところでございます。

○上野委員

もちろんそれがいいと思います。市の庁舎も近ければ、駐車場等も共有できますしね、是非新たなお金は出さないように、お金はたくさん教育部使っているということですので、法律が要請しているハード事業もね、まだ待っているところがありますので、他にお金を使うようなことはないだろうと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故について」報告を求めます。

○教育総務課長

公用車による交通事故発生についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

当該事故は、平成28年2月15日、月曜日、午前9時50分ごろ、教育総務課職員が会議に出席するため公用車で目尾小学校を訪問中、小学校入り口の交差点を右折する際、右側にあった道路標識に車を接触させたものでございます。

損害の状況は、公用車については右側ドア等に損傷を、道路標識についても損傷を与えております。

今回の事故につきましては、運転者が右折での側方確認を怠った事が原因であり、初歩的なミスによるものでございます。当該職員については、公用車の事故を起こしたことは今回が初めてでございました。今後、事故が起こらないよう、安全確認については十分注意するように当該職員に注意をし、また、他の職員についても安全運転の注意喚起を行ったところでございます。

以上でございます。説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤浦委員

初めてマイク持たせてもらって、こういう質問で申しわけないのですが、余りにもちょっと面白い事例なので、ちょっとどういった状況なのかですね。

これは示談交渉中ということですけど、どこで示談交渉中ですか。

○教育総務課長

県の公安委員会でございます。

○藤浦委員

示談にならんでしょう。100ゼロでしょう。

○教育総務課長

そのように思っております。

○藤浦委員

もう1点だけ。これ、右折中にということですけど、右折しようとしたこの車幅ですよ。車幅というか道幅。これはどれくらいの道幅なのですかね。この図では道幅がわからないのですけど、離合できるくらいの道幅ですか、これ。

○教育総務課長

離合については、ぎりぎり出来るような道路でございます。

○藤浦委員

十分注意するようにしといてください。よろしくお願いします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「まちづくり協議会事例発表会」について報告を求めます。

○まちづくり推進課長

「まちづくり協議会事例発表会」についてご報告をいたします。

平成25年3月末をもちまして、市内12地区に「まちづくり協議会」が設立され、平成26年度から各協議会において様々な事業や活動が本格的に実施をされております。

それらの事業や活動について、1年間を振り返るとともに、各まちづくり協議会の情報交換や意識の向上を目的といたしまして、平成28年2月28日の日曜日に、穂波公民館におきまして、事例発表会を開催いたしました。

当日は、3地区から発表があり、買物対策として、鯉田地区の「買物送迎用ワゴンの運行」、筑穂地区の「筑穂庁舎ふれあい市」の2事例、あと1件は、若年層を中心に幅広い年齢層に様々な形で呼びかけを行っている飯塚・片島地区の事例の発表が行われました。

なお、参加人数は、まちづくり協議会関係者及び一般参加者を合わせまして、約180名の参加をいただき、盛会のうちに終了することが出来ました。あわせまして、各委員の皆様のお手もとに、当日配布いたしました冊子をお配りさせていただいております。その冊子の中に、当日発表された3地区を含め12地区全部の活動報告を記載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、市民文教委員会の中でもまちづくりについてという事が所管事務調査であっております。今回、3地区が事例発表を行われたという事ですが、その発表で、発表聞かれまして、どのようにまちづくりについて今現状、どういったように進んでいるかということが、どのように思われたかということをお伺いしたいなと思います。

○まちづくり推進課長

率直に申し上げますと、この発表された3地区につきましては、地域の課題をよく見つめてあるというふうに感じました。その中で、その課題を解決するためにどういうことをやらないといけないのかというのを、非常に表に出されている発表であって、非常に良かったと思っています。

○兼本委員

そうすると、その他のまちづくり協議会もやはり同じようなかたちで、今その各地域の問題点をどうやって解消していけばいいのかということは、考えられて、動いていらっしゃるのですかね。

○まちづくり推進課長

活動をよくされているところと、まだ若干足りない部分はございますが、12地区それぞれ課題解決に向けて進んでいるところでございます。

○兼本委員

まちづくり推進課の皆さんが、やはり各地域におかれましていろんな情報を持って行っていただいて、その地区に対する問題提起等もやっぱりしていけないのかなと思っております。ぜひこういった機会を利用して、すべての地域がその地域で問題になっていて、市民が主導でまちづくりがやっていけるような体制を、今後ともつくっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「マイナンバーカードの交付事務の経過について」報告を求めます。

○市民課長

マイナンバーカードの交付事務等の経過についてご報告いたします。

平成28年1月末より、地方公共団体情報システム機構が作成したマイナンバーカードが、市に送付されておりますので、市では検品等の事務処理を行い、平成28年2月8日よりカードの交付を開始いたしました。

資料1をご覧ください。本資料は、2月25日現在のマイナンバーカードの交付申請及び交付状況をまとめたもので、機構へは6829名の方がカードの交付申請をされ、そのうち4004名分のカードが本市に届いております。

その下に本庁支所別の内訳を記載致しております。3月に入りまして、1日およそ100名の方にカードの受け取りに来ていただいております。3月7日現在で交付枚数は約1350枚となっております。

資料2をお願いいたします。これは3月1日の市報配布時に全戸配布をいたしましたコンビニ交付の周知チラシでございます。マイナンバーカードを活用して、10月よりコンビニ交付を開始する予定であり、市民のみなさまにその内容をお知らせし、コンビニ交付を希望される方にマイナンバーカードを早めに申請していただくをお願いするものでございます。

コンビニ交付で取得できる証明書は、住民票、印鑑登録証明書、各種税証明書及び戸籍謄抄本、戸籍の附票でございます。各証明書の料金は、戸籍謄抄本は1通450円、それ以外は各1通300円です。交付できるコンビニは、全国の「セブンイレブン」、「ローソン」、「ファミリーマート」を予定しています。この3つのコンビニは、市内に約50店舗ございます。利用時間は、住民票・税証明等は、朝6時30分から深夜23時まで、戸籍謄抄本等は、婚姻届等の届出を休日・夜間に当直で受付をすることから、平日の朝9時から夕方5時までとなっております。

コンビニ交付は、平成28年10月開始を目指し、現在システムの改修委託準備中であり、自動交付機はコンビニ交付を開始する日の前日で終了致します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

要望1点です。自動交付機を廃止されるということで、一番下に小さくしか載っていないので、ぜひ皆さんに周知を徹底してください。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

交付できるコンビニで「以上のキオスク端末が設置されているコンビニでは」というふうにあります。これ、先ほど飯塚市内50店舗あるということですが、全て大丈夫なのですか。

○市民課長

市内にあるコンビニについてはキオスク端末が設置されております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ハイブリッドコークス実証試験の結果について」報告を求めます。

○環境対策課長

飯塚市クリーンセンターにおきまして、ハイブリッド、正式名称はハイブリッドNコークスによる実証実験の結果について報告をいたします。

資料をお願いいたします。試験の目的は、製鉄用石炭コークスとバイオマスチップ（いわゆる木質チップ）を組み合わせ、ハイブリッドコークスを稼働中のガス化溶融炉に投入し、石炭コークスの低減やCO₂排出量の削減等の効果の検証するため、平成27年11月26日から12月12日の17日間で工程を組み実施しております。

資料の下のほうには搬入状況を記載しております。

次のページをお願いいたします。試験結果としましては、表3に試験データを掲載しております。上から3段目にコークス比を記載しておりますが、ベース期間にごみ処理1トン当たり74キログラム使用しておりましたが、試験データでは61キログラムと、効果としまして、マイナス13キログラム、約17%の低減効果となりました。また、その下段のほうに、CO₂排出量におきましては、マイナス39キログラム、約13%の削減効果を確認いたしております。尚、詳細につきましては割愛させていただきます。

今後のハイブリッドコークスの導入につきましては、関係各課と慎重に協議・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、報告を終了いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

コークスが13キロ減ったと。ただしバイオマスチップは41キロ必要だったという試験結果だと思います。CO₂は39キログラム、1トン当たり減っているということですかね。これ費用的にはどういうふうになるのですか。

○環境対策課長

今回の、昨年11月にこの市民文教委員会で報告しておりましたけども、今回の試験につきましては、バイオマスチップは運転管理をしておりますNSESにおいて購入をしておりますので、この期間におきます費用は発生しておりませんが、73トン使用をしております。トン当たり単価は、運搬料込みで5400円を使用しております。

先ほど効果につきましては、試算をしておりますけれども、だいたい燃料費で、コークス費でマイナス300万円。このバイオマスチップを購入しますと約700万円。燃料費コスト的には400万円と、590万円の効果が電気使用量で出てきますので、トータル的には年間で190万円が、効果があらわれるという、マイナスの試算をしております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区埋立ごみ問題等の履行完了報告及び今後の管理について」報告を求めます。

○環境対策課長

明星寺地区埋め立てごみ問題等の履行完了報告及び今後の管理についてご報告をいたします。

資料をお願いいたします。昨年平成27年3月24日に議決後、「和解（道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題）」の履行につきましては、同年12月24日までに、相手方から所有権移転登記の手続きや、林地開発計画変更後の整備を終え、あわせて市による履行確認も終わりましたので、12月25日に土地売買代金の支払い、双方の履行義務が完了した旨の報告が所管課である建設総務課よりあっております。

今後につきましては、我々環境対策課におきまして、取得したごみ埋立地の周辺整備を行い、ガス及び地下水の調査等を実施するための予算を計上し、適正な管理をしていきたいと考えております。図面に示しますとおり、今後の埋立地の整備計画案は、平成28年度は資料の左側、ごみ埋立地の崩落防止のための擁壁の設置等の設計委託及び工事車両等の侵入のための仮設道路の整備を行います。平成29年度におきましては、擁壁設置、調査用の井戸等の設置を計画しております。

以上、簡単ではございますが、ご報告を終了いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理者制度運用の変更について」報告を求めます。

○総合政策課長

それではご報告いたします。お手元に3種類の資料を配付させていただいておりますので、ご参照のほどお願いいたします。資料1といたしまして、A4ホッチキス留めで、1ページから主な変更点・新旧対照表といたしておりまして、6ページまでホッチキスで留めております。それから、資料の2でございますけれども、資料2といたしまして、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」、最後に、資料3といたしまして、同じくA4の縦の冊子でございますが、「指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン」、以上3種類の資料をお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。

指定管理者制度の導入につきましては、御承知のとおり、公の施設の管理につきまして、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上、経費の削減を図ることを念頭に、これまで運用してまいりました。そのような中で、社会情勢の変化などによりまして、指定管理者の選定と導入、その運用にかかる事務処理においてさまざまな課題が生じているところも事実でございます。以上のようなことから、今回各方面からいただきましたご意見、ご指摘等を踏まえまして、現状の課題の解決、指定管理者制度の適切かつ円滑な導入、運用を図るため、今回お手元にお配りしております新たなガイドラインを策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、資料1、A4の横、ホッチキス留めで留めております、赤文字を表示しておりますが、こちらにてご説明をさせていただきます。主な改正点6項目についてまとめております。まず第1点目でございますが、公募・非公募につきまして、非公募とする場合について、赤文字で挿入しておりますが、このように明文化をさせていただいております。概要は省略させていただきます。

次に、第2点目でございます。地域要件では、具体的な地域要件の考え方を明記させていただいております。赤文字のただし書き以降でございますけれども、まず下のほうにア、イとい

たしまして、市内団体等に限定しても業務を効果的に実施し、施設の設置目的を達成することが見込める場合かつ市内団体等からの複数の応募が見込めることといたしておるところでございます。

3点目でございます。市内団体等への優遇措置の新設でございます。こちらにつきましては、地域要件を2で設定しておりますが、それ以外の従前の公募方法によった場合においても、市内団体等への優遇措置の観点から地域要件を設定しない場合において、市内団体等が申請をするケースにおいては、加点を行うことといたしておりまして、後ほどご説明いたします選定評価書の合計点、配点合計の100分の5を加点することといたしております。

4点目でございます。期間についてでございますけれども、これらについては原則5年といたしておるところでございますが、赤字で特別な理由について、5年を超える場合についての表示をさせていただいております。

ページを1枚めくっていただきまして、今度縦方向になりますけれども、2ページ目に先ほど申し上げました新たなガイドラインでの選定評価書を赤字で記載させていただいております。右側に従前の選定評を記載させていただいております。ご覧いただいておりますとおり右側の3ページ、黒文字のほうにつきましては、これまで40の選定項目、配点1項目につき10点ということで、合計点が400点。評価基準などがややわかりづらい状況でありましたことから、左側の2ページの通り審査項目を20項目といたしまして、配点を5点という形で整理をし、標準的な配点合計を100点といたしております。一番下のほうに先ほどの変更点といたしまして、市内団体等が応募する場合の優遇措置項目を記載いたしております。

次に6点目でございますが、もう1ページめくっていただきまして、最後の変更点になりますが、この横向きになります、選定委員会についてでございます。赤字で表記のとおり候補者を選定する選定委員会におきまして、これまで市の職員というものを加えておりましたが、この部分につきましても、施設の適切な管理・運営について、市の考え方や方向性を反映する必要もございますことから、今回規則を改正いたしまして、委員として市の職員を追加したところがございます。なお、この委員につきましては、施設ごとに所管の部長職を想定いたしておるところでございます。以上6点が新たなガイドラインの変更点でございます。

資料といたしましては、次のページ、5ページに、全体の導入のフロー図を掲載させていただいております。それから最後のページ、6ページでございますけれども、こちらのほうに現在の15の施設、平成27年4月1日現在の状況につきまして、概要を掲載させていただいております。また、先ほど申し上げました資料の2でございますが、指定管理者制度運用に関するガイドライン、こちらのほうに、ただいま申し上げました6つの主な項目点を含めまして、運用の全体的なガイドラインを作成いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それから、もう1冊でございますが、最後の資料でございます、資料の3でございますが、こちらはモニタリングの運用に関するガイドラインということで、こちらも新たにつくらせていただいております。従前の方針がございましたが、それを廃止させていただいております。こちらにつきましては、指定管理をした後の運用に関しての取り扱いについてでございます。4ページをご覧いただきたいと思っております。4ページに図解をいたしておりまして、所管課と指定管理者の間で、常にその運用状況について把握をしながら適切な運用を図っていくということで定義をさせていただいております。

5ページ、右の方でございますが、今日も報告がございましたけれども、なかなか配点の方法等が分かりづらい、優秀とは何ぞやというようなこともございましたので、今回、評価点を1点から5点まで改めまして、総合評価をAからEのランクというかたちで改めさせていただいております。

以上が主な改正点でございます、今後ともガイドラインによりまして、制度の適切かつ円

滑な運用と導入を図りますよう努めてまいりたいと考えております。

以上簡単でございますけれども、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

変更について、資料1の4、指定期間なのですが、現在、原則5年から外れた指定管理施設は飯塚市立病院だけだと思います。そこに新たに、この赤文字を加えられたということは、病院以外にもこれに該当する施設があるのだという認識を持たれているのでしょうか。

○総合政策課長

基本的には考え方は変わっておりません。今、資料の右側で見ていただきますとおり、これまでの表記といたしまして、特別の理由がある場合ということで、非常にわかりにくいというふうな所管課からのご意見ございました。そういった中で、赤文字で表示しておりますが、こちらも分かりやすいかと言われると、非常にづらいところでございますけれども、その施設の特性等について、管理運営を要する場合ということで、明らかにしたということでございます。

○上野委員

市立病院以外は原則5年だというふうに認識をしてよろしいんですね。

もう1点、これ変更点ではないのですが、資料1の6ページ目に一覧が載っております。指定管理者のほうなのですが、財団法人であったり、株式会社であったり、有限会社であったり、NPOであったりするのですが、飯塚市体育協会については、これはどういうふうな団体、個人ですか。

○総合政策課長

分類で申しますと、その他の団体ということになるかと思えます。株式会社でもない状況でございますので、それと公の公的団体とも定義が明確にできないというふうに考えておりますので、その他の団体に該当するのではないかと考えております。

○上野委員

ここに指定管理料を、14施設も今回もあったので、相当な額を飯塚市はお支払いする訳なのですが、税金は法人税でもなければ何でもないと思うのですが、この中の例えば、経理の状況とかは飯塚市のほうで十分に把握をされているのですか。

○総合政策課長

募集の段階で、当然経理的な問題について提示を求めていますし、選定委員会の中でも、そういった専門家の方にも入っていただいております。指定後におきましても、毎年事業報告書の提出を求めていますので、所管課のほうで当然その辺については十分に把握をしているものと考えております。

○上野委員

所管課に聞けばわかるということで理解をしておきますね。

飯塚市体育協会も大変多くの施設を管理していただいている訳ですが、指定管理料の中に人件費等の内訳等も全部あるのでしょうか、正規の職員さんが非常に少ないんじゃないとか、職員体制のあり方について、というようなことを多々耳に今しております。この場で、報告事項ですので、お聞きするようなことはしませんが、ぜひ内容も把握しているのであれば、そこら辺もきちっと精査をされて進めていただきたいし、ある一定期間、またこれから先も指定管理者として体育協会が出て来るのであれば、法人なりとかですね、NPOなりをお勧めしていただいて、どこから見てもおかしくないようなかたちを進めていただければなど要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。